

平成26年3月5日

取引先各位

株式会社 植木組

消費税率引き上げに伴う請求書の取扱いにつきまして

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
ご承知の通り、2014年4月1日より、消費税率が8%へ引き上げられます。これに伴いまして、弊社への請求書の取扱いにつきましては、下記の通りとさせていただきます。お取引先様におかれましては、ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

<記>

注文内容	工事の請負等					工事の請負等以外	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
パターン							
注文日	2013年9月30日以前	2013年9月30日以前	2013年10月1日以降	2013年10月1日～ 2014年3月31日	2014年4月1日以降	2014年3月31日以前	2014年4月1日以降
注文工期(至)	2014年3月31日以前	2014年4月1日以降	2014年3月31日以前	2014年4月1日以降	2014年4月1日以降		
注文書の消費税率	5%	5%	5%	5%	8%	5%	8%
2014年3月分以前請求書	5%	5%	5%	5%		5%	
2014年4月分以降請求書		5%		8%	8%	8%	8%

1. 注文内容が「工事の請負等」に該当する場合

○注文日が2013年9月30日以前で、工期(至)が、2014年3月31日以前の場合

- ・パターン①の取扱いとしてください。
- ・工期(至)のみが2014年4月1日以降に延長された場合は、パターン②の取扱いとしてください。
- ・増工を伴う変更契約日が、2013年10月1日以降で、かつ工期(至)が2014年4月1日以降となった場合は、増工部分のみパターン④の取扱いとしてください。

○注文日が2013年9月30日以前で、工期(至)が、2014年4月1日以降の場合

- ・パターン②の取扱いとしてください。
- ・増工を伴う変更契約日が、2013年10月1日以降の場合は、増工部分のみパターン④の取扱いとしてください。

○注文日が2013年10月1日以降で、工期(至)が、2014年3月31日以前の場合

- ・パターン③の取扱いとしてください。
- ・工期(至)のみが2014年4月1日以降に延長された場合は、パターン④の取扱いとしてください。
- ・増工が伴う工期延長により、2014年4月1日以降の引渡しとなった場合は、パターン④の取扱いとしてください。

○注文日が2013年10月1日以降で、工期(至)が、2014年4月1日以降の場合

- ・パターン④の取扱いとしてください。

○注文日が2014年4月1日以降で、工期(至)が、2014年4月1日以降の場合
・パターン⑤の取扱いとしてください。

■ 弊社では、2014年3月31日までに発行する注文書は、注文工期(至)にかかわらず消費税率5%で発行しております。完成基準による売上計上をされているお取引先様で、パターン④に該当する場合は、2014年4月に、2014年3月分以前の出来高に対する、5%と8%の差額分をご請求ください。その際、差額分だけの請求書を別途発行してください。

パターン④の場合、税込みの注文金額と請求金額とに消費税分の差異が生じますが、この差額についての注文書の発行はいたしません。

2. 注文内容が「工事の請負等」に該当しない場合

○注文日が2014年3月31日以前の場合

- ・パターン⑥の取扱いとしてください。
- ・2014年3月31日以前の出来高及び納品についての請求書は、消費税率5%で発行してください。
- ・2014年4月1日以降の出来高及び納品についての請求書は、消費税率8%で発行してください。

また、2014年4月1日を跨ぐ注文につきましては、税込みの注文金額と請求金額とに消費税分の差異が生じますが、この差額についての注文書の発行はいたしません。

4月分以降の請求書に3月分以前の請求が含まれる場合は、3月分以前と4月分以降とを分けて発行してください。

○注文日が2014年4月1日以降の場合

- ・パターン⑦の取扱いとしてください。
- ・請求書は消費税率8%で発行してください。